

2013年9月26日

関係各位

公益財団法人 日本野球連盟
事務局長 崎坂 徳明

当連盟業務執行会議における決定事項について

当連盟では、2013年9月24日に業務執行会議を開催し、下記のとおり決定しましたので通知いたします。なお、本決定に基づく手続き等のため、本日（9月26日）付けの公式発表とさせていただきます。不明な点は当連盟事務局までお問い合わせください。

記

1. 処分

9月17日に発覚した当連盟加盟チームである「エディオン愛工大OB BLITZ」に所属する競技者がMLBドジャース球団との間で契約を締結した問題に対し、以下の処分とすることを決定した。

(1) 当該競技者（19歳）について

【処分内容】 2013年9月24日付で除名処分（登録規程上は登録取り消し）とし、再登録は認めないこととする。

【理由】 登録規程第21条第2項に違反し、JABAの競技者の身分のまま、プロ球団と契約した。また、登録規程第14条第3項に掲げるNPBとの申し合せによりプロ球団と契約ができない競技者であるにもかかわらず、MLBプロ球団と契約を締結した。

(2) 「エディオン愛工大OB BLITZ」金森伸夫部長について

【処分内容】 2013年9月24日から6か月間の謹慎処分（活動停止）とする。

【理由】 所属選手による登録規程違反等の行為に対し、チームの代表者としての指導管理が十分ではなく、その責任も重いと言わざるを得ない。また、日本野球機構（NPB）が行うドラフト会議の日以前に選手契約を締結したこと及び競技者の身分を有したまま契約を締結した行為は、日本国内でのMLBのスカウトによる活動において過去に例のない事例であり、当連盟に限った問題に非ず、高校や大学野球関係者に対する影響は大きく、厳罰をもって再発防止を図ることとする。

2. 再発防止策

- (1) 当連盟内の全団体及び全加盟チームに対し、プロ球団との入団交渉・契約締結に関わる」規程等の遵守について文書で通達する。（通達文は別添のとおり）
- (2) NPBに対し、MLB関係者の国内でのスカウト活動に際し当連盟との申し合わせ事項等の遵守を文書で要請した。（要請文は別添のとおり）

以上